

# 特定非営利活動法人 全日本柔道普及会 定款

定款制定 平成11年12月14日  
定款変更 平成17年07月12日  
定款変更 平成20年06月03日  
定款変更 平成23年02月26日  
定款変更 令和 年 月 日

## 第1章 総 則

- 第 1 条 ( 名 称 )  
この法人は、特定非営利活動法人全日本柔道普及会という。
- 第 2 条 ( 事 務 所 )  
この法人は、主たる事務局を東京都荒川区におく。  
2 従たる事務所を神奈川県藤沢市におく。
- 第 3 条 ( 目 的 )  
この法人は、講道館柔道を愛好する者を主体に、柔道を普及育成して、体力向上と青少年の健全育成等柔道精神の涵養に資し、もって社会文化の進展と国際親善に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 ( 特定非営利活動の種類 )  
この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。  
( 1 ) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
( 2 ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動  
( 3 ) 子どもの健全育成を図る活動
- 第 5 条 ( 事業の種類 )  
この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。  
( 1 ) 柔道の普及育成と道場の振興  
( 2 ) 柔道精神を通して青少年の健全化指導  
( 3 ) 道場相互の親睦交流と広報活動  
( 4 ) 柔道まつり大会の開催  
( 5 ) 柔道整復師に対する医療教育の実施  
( 6 ) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

- 第 6 条 ( 種 別 )  
この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。  
( 1 ) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人  
( 2 ) 名誉会員 この法人の運営に貢献し、役員を退任した者で、常任理事会が推薦した者  
( 3 ) 特別会員 技術の練達、有識者で、常任理事会が推薦した者  
( 4 ) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の発展に協力を申し出た個人並びに法人  
( 5 ) 道場会員 柔道まつり大会に参加を申し出た団体
- 第 7 条 ( 入 会 )  
正会員は、道場主(館長)及び柔道の普及育成を図る柔道愛好者とする。  
2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。  
3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第一項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。  
4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 第 8 条 ( 名 誉 会 員 )  
名誉会員は、この法人の運営に貢献し、役員を退任した者並びに有識者とする。
- 第 9 条 ( 特 別 会 員 )  
特別会員は、柔道に関する技術知識に優れ、この法人の運営並びに技術の練磨について助言と指導を与える者とする。
- 第 10 条 ( 賛 助 会 員 )

- 賛助会員は、柔道愛好者で柔道の振興、発展に心を寄せる個人又は団体とする。
- 2 入会手続きは第7条第2項、3項、4項に準ずる。
- 第 11 条 ( 道場会員 )
- 道場会員は、柔道まつり大会に参加を申し出た団体とし、期間は1年とする。
- 第 12 条 ( 会 費 )
- 正会員並びに賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 13 条 ( 会員資格の喪失 )
- 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- ( 1 ) 退会届の提出をしたとき
  - ( 2 ) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
  - ( 3 ) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - ( 4 ) 除名されたとき
- 第 14 条 ( 退 会 )
- 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 第 15 条 ( 除 名 )
- 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
- ( 1 ) この定款等に違反したとき。
  - ( 2 ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 16 条 ( 入会金及び会費の不返還 )
- 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役 員

- 第 17 条 ( 種別及び定数 )
- この法人に、次の役員をおく。
- |          |            |
|----------|------------|
| ( 1 ) 理事 | 15名以上35名以内 |
| ( 2 ) 監事 | 2名         |
- 2 理事のうち、理事長は1名、副理事長は4名以内、専務理事は1名、常務理事は2名、常任理事は8名以内とする。
- 第 18 条 ( 選任等 )
- この法人の役員は、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事並びに理事は常任理事会が推薦する。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の会員になることができない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 第 19 条 ( 職 務 )
- 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会で決定された委嘱業務を統理する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - ( 1 ) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - ( 2 ) この法人の財産の状況を監査すること
    - ( 3 ) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
    - ( 4 ) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
    - ( 5 ) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- 第 20 条 ( 任期等 )

- 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第 21 条 ( 欠員補充 )  
理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 第 22 条 ( 解任 )  
役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- ( 1 ) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
  - ( 3 ) 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 23 条 ( 報酬 )  
役員は、その総数の5分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 会 議

- 第 24 条 ( 種別 )  
この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 第 25 条 ( 総会の構成 )  
総会は、正会員をもって構成する。
- 第 26 条 ( 総会の権能 )  
総会は、以下の事項について議決する。
- ( 1 ) 定款の変更
  - ( 2 ) 解散及び合併
  - ( 3 ) 会員の除名
  - ( 4 ) 事業計画及び予算並びにその変更
  - ( 5 ) 事業報告及び決算
  - ( 6 ) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - ( 7 ) 会費の額
  - ( 8 ) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)
  - ( 9 ) 新たな義務の負担及び権利の放棄
  - ( 10 ) 事務局の組織及び運営
  - ( 11 ) その他運営に関する重要事項
- 第 27 条 ( 総会の開催 )  
通常総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - ( 1 ) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
    - ( 2 ) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
    - ( 3 ) 監事が第19条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき
- 第 28 条 ( 総会の招集 )  
総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 第 29 条 ( 総会の議長 )  
総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 第 30 条 ( 総会の定足数 )  
総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 第 31 条 ( 総会の議決 )  
総会における議決事項は、第28条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 32 条 ( 総会での表決権等 )  
各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 第 33 条 ( 総会の議事録 )  
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ( 1 ) 日時及び場所  
( 2 ) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)  
( 3 ) 審議事項  
( 4 ) 議事の経過の概要及び議決の結果  
( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 第 34 条 ( 理事会の構成 )  
理事会は、理事をもって構成する。
- 第 35 条 ( 理事会の権能 )  
理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- ( 1 ) 総会に付議すべき事項  
( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
( 3 ) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 第 36 条 ( 理事会の開催 )  
理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- ( 1 ) 理事長が必要と認めるとき  
( 2 ) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき
- 第 37 条 ( 理事会の招集 )  
理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 第 38 条 ( 理事会の議長 )  
理事会の議長は、理事長があたる。
- 第 39 条 ( 理事会の議決 )  
理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 40 条 ( 理事会の表決権等 )  
各理事の表決権は平等なものとする。
- 2 止むを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 第 41 条 ( 理事会の議事録 )  
理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ( 1 ) 日時及び場所  
( 2 ) 理事総数及び出席者及び出席者氏名(書面又は電磁的方法表決者にあつた場合には、その旨を付記すること。)  
( 3 ) 審議事項

- ( 4 ) 議事の経過の概要及び議決の結果
- ( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 第 42 条 ( 常任理事会 )  
理事会内に業務執行を迅速化するため、常任理事会を設ける。
- 第 43 条 ( 常任理事会の構成 )  
常任理事会は理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事で構成する。
- 第 44 条 ( 常任理事会の運営 )  
常任理事会の運営は原則として第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条を準用する。  
但し、急を要する事項の場合、開催日の前日までに口頭で開催日時、場所、目的及び審議事項を通知することができる。

## 第5章 資 産

- 第 45 条 ( 資産の構成 )  
この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - ( 2 ) 会費
  - ( 3 ) 寄付金品
  - ( 4 ) 財産から生じる収益
  - ( 5 ) 事業に伴う収益
  - ( 6 ) その他の収益
- 第 46 条 ( 資産の管理 )  
この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

- 第 47 条 ( 会計の原則 )  
この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
- 第 48 条 ( 会計区分 )  
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。
- 第 49 条 ( 事業年度 )  
この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第 50 条 ( 事業計画及び予算 )  
この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
- 第 51 条 ( 暫定予算 )  
前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 第 52 条 ( 予算の追加及び更正 )  
予算成立後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることが出来る。
- 第 53 条 ( 事業報告及び決算 )  
この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 第 54 条 ( 臨機の措置 )  
予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

- 第 55 条 ( 定款の変更 )  
この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項

- を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。
- 第 56 条 ( 解 散 )  
この法人は、次に掲げる事由により解散する。  
( 1 ) 総会の議決  
( 2 ) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  
( 3 ) 正会員の欠亡  
( 4 ) 合併  
( 5 ) 破産手続開始の決定  
( 6 ) 所轄庁による設立認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- 第 57 条 ( 清算人の選任 )  
この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。
- 第 58 条 ( 残余財産の帰属 )  
この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。
- 第 59 条 ( 合 併 )  
この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第8章 公告の方法

- 第 60 条 ( 公告の方法 )  
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

#### 第9章 事務局

- 第 61 条 ( 事務局の設置 )  
この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。
- 第 62 条 ( 職員の任免 )  
事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
- 第 63 条 ( 組織及び運営 )  
事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第10章 雑 則

- 第 64 条 ( 細 則 )  
この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(平成11年12月14日法人登記)
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員任期は第19条第一項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成12年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成11年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |        |    |                              |
|--------|----|------------------------------|
| 正会員年会費 | 一人 | 10,000 円                     |
|        |    | 但し、個人資格で入会した正会員の年会費は 3,000 円 |
| 賛助会費   | 一口 | 10,000 円                     |

別 表

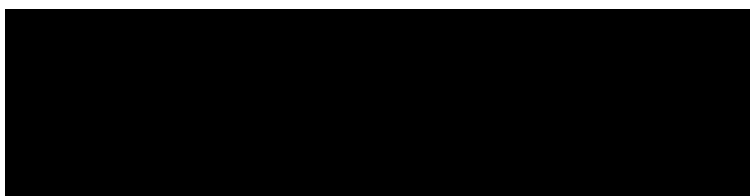
(役 職)	(氏 名)	(役 職)	(氏 名)
理 事	河野 稔	理 事	大川真一郎
理 事	飯塚 直次	理 事	津幡 満
理 事	網井 照高	理 事	青地球麿男
理 事	河野 暲子	理 事	岡 有一
理 事	村上 正敏	理 事	小杉 幸博
理 事	佐藤 通祐	理 事	目鳥 孝子
理 事	市島 暹	監 事	坂口太一郎
理 事	梅津 勝子	監 事	川崎喜一郎
理 事	神田 真虎		

附 則  
この定款は、平成17年7月12日から施行する。

附 則  
この定款は、平成20年6月3日から施行する。

附 則  
この定款は、平成23年2月26日から施行する。

附 則  
この定款は、令和 年 月 日から施行する。



## 令和 8 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 全日本柔道普及会

1 事業実施の方針

本会の中心事業である「柔道まつり大会」を主軸とし、柔道に関わる青少年の健全な育成と、柔道愛好家相互の交流をはかるとともに、柔道界の発展に尽力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,672 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
柔道の普及育成と道場の振興	役員が会員道場を訪問し、意見交換を行う。	7月	訪問先道場を5月に選定	10人	選定された道場関係者	50人	50
道場相互の親睦交流と広報活動	柔道まつり大会に参加した道場主同士や当会会員の親睦交流会を開催する。	1月、9月	開催時期により店舗を予約	5人	柔道愛好者やその支援者	30人×2回	680
柔道まつり大会の開催	講道館にて「第50回記念柔道まつり大会」を開催する。	5月3日	講道館	100人	年齢を問わないが、主に青少年の柔道愛好者	650人	1,912
柔道整復師に対する医療教育の実施	柔道整復師の医学知識、手技療法の向上を目指すとともに、一般関係者の健康維持管理のためセミナーを開催する。	11月	品川リハビリテーション病院	10人	柔道整復師及び健康に関心のある一般市民	40人	30

(2) その他の事業

(事業費の総費用【     】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和 9 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 全日本柔道普及会

1 事業実施の方針

本会の中心事業である「柔道まつり大会」を主軸とし、柔道に関わる青少年の健全な育成と、柔道愛好家相互の交流をはかるとともに、柔道界の発展に尽力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,700 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
柔道の普及育成と道場の興	役員が会員道場を訪問し、意見交換を行う。	7月	訪問先道場を5月に選定	10人	選定された道場関係者	50人	50
道場相互の親睦交流と広報活動	柔道まつり大会に参加した道場主同士や当会会員の親睦交流会を開催する。	1月、9月	開催時期により店舗を予約	5人	柔道愛好者やその支援者	30人×2回	660
柔道まつり大会の開催	講道館にて「第51回柔道まつり大会」を開催する。	5月3日	講道館	100人	年齢を問わないが、主に青少年の柔道愛好者	670人	1,920
柔道整復師に対する医療教育の実施	柔道整復師の医学知識、手技療法の向上を目指すとともに、一般関係者の健康維持管理のためセミナーを開催する。	11月	品川リハビリテーション病院	10人	柔道整復師及び健康に関心のある一般市民	50人	70

(2) その他の事業

(事業費の総費用【     】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 全日本柔道普及会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1 受取会費			830,000
正会員受取会費	830,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		300,000	300,000
受取補助金			
4 事業収益		634,000	2,314,000
道場相互の親睦交流と広報活動事業収益	634,000		
柔道まつり大会の開催事業収益	1,680,000		
5 その他の収益		861	861
受取利息			
<b>経常収益計</b>			<b>3,444,861</b>
<b>(B) 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費		650,000	650,000
給料手当(柔道まつり大会人件費)	650,000		
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		1,146,000	2,022,000
柔道まつり大会事業費	1,146,000		
柔道まつり大会損害保険料	116,000		
教育研修費	30,000		
道場振興事業費	50,000		
親睦交流費	680,000		
<b>事業費計</b>			<b>2,672,000</b>
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		712,000	712,000
会議費	48,000		
通信運搬費	100,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	340,000		
慶弔費	10,000		
支払報酬	194,000		
<b>管理費計</b>			<b>712,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>3,384,000</b>
<b>当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①</b>			<b>60,861</b>
<b>(C) 経常外収益</b>			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③</b>			<b>60,861</b>
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			492,476
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>			<b>553,337</b>

## 令和9年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 全日本柔道普及会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1 受取会費			850,000
正会員受取会費		450,000	
道場会員受取会費		400,000	
2 受取寄附金			0
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			300,000
受取補助金		300,000	
4 事業収益			2,290,000
道場相互の親睦交流と広報活動事業収益		660,000	
柔道まつり大会の開催事業収益		1,630,000	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
<b>経常収益計</b>			<b>3,440,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			650,000
給料手当(柔道まつり大会人件費)		650,000	
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			2,050,000
柔道まつり大会事業費		1,150,000	
柔道まつり大会損害保険料		120,000	
教育研修費		70,000	
道場振興事業費		50,000	
親睦交流費		660,000	
<b>事業費計</b>			<b>2,700,000</b>
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			660,000
会議費		50,000	
通信運搬費		50,000	
旅費交通費		50,000	
消耗品費		300,000	
慶弔費		10,000	
支払報酬		200,000	
<b>管理費計</b>			<b>660,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>3,360,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>			<b>80,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額①+②・・・③</b>			<b>80,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			553,337
<b>次期繰越正味財産額③-④+⑤</b>			<b>633,337</b>